

## 第 18 回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 平成30年11月21日(水) 午後1時29分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 8名
- |         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長   | 高 田 保 則 | 委 員 | 宮 澤 一 照 |
| 副 委 員 長 | 佐 藤 栄 一 | 〃   | 阿 部 幸 夫 |
| 委 員     | 渡 辺 幹 衛 | 〃   | 小 嶋 正 彰 |
| 〃       | 岩 崎 芳 昭 | 〃   | 堀 川 義 徳 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 2名
- |     |       |       |         |
|-----|-------|-------|---------|
| 議 長 | 植 木 茂 | 副 議 長 | 横 尾 祐 子 |
|-----|-------|-------|---------|
- 7 説 明 員 0名
- 8 事務局員 3名
- |         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 岩 澤 正 明 | 主 査 | 道 下 啓 子 |
| 庶 務 係 長 | 堀 川 誠   |     |         |
- 9 件 名
- 1) 平成30年第7回妙高市議会定例会の運営について
  - 2) 全員協議会報告事項について
  - 3) 議会改革について
  - 4) その他

---

○委員長（高田保則） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

議長。

○議長（植木 茂） 皆様、大変御苦労さまでございます。早いもので11月30日から12月定例会が始まります。これにつきまして、本日、定例会の運営について、御協議をいただきたいと思っております。また、今進めております議会改革につきましても協議をいただきまして、政務活動費の条例改正に関する発議について、本日協議をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

---

### 1) 平成30年第7回妙高市議会定例会の運営について

○委員長（高田保則） 1)平成30年第7回妙高市議会定例会の運営についてを議題とします。①会期について、及び②会期日割について、一括して事務局の説明を願います。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 最初に別添4ページ、5ページの「付議予定案件」をごらんください。今定例会に上程される案件です。

まず、条例関係は、3件あります。議案第90号妙高市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議定について、選挙管理委員会です。公職選挙法の改正により、市議会議員の選挙運動用ビラの頒布が解禁されることに伴い、選挙運動用ビラ作成の公営の対象に市議会議員を加えるため、条例を改正するものです。議案第91号妙高市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例議定について、これ総務課です。人事院勧告等に準じた議員及び特別職の期末手当の支給割合並びに初任給を含む若年層に重点を置いて一般職員の給料月額を引き上げるほか、勤勉手当の支給割合を改定するため、条例を改正するものです。関係条例は、3本ありまして、それは記載のとおりであります。次、議案第92号です。妙高市スポーツ等合宿の郷づくり推進条例の一部を改正する条例議定について、これ生涯学習課です。合宿の郷づくりを更に推進したいということで、今まで時限立法で、合宿者の施設使用料を市民と同じ額で優遇措置をしておりましたが、これをもう5年間延長する条例改正を行いたいものであります。

次、事件議決です。93号、94号それと追加提案となっています111号なのですが、事件議決は3件であります、今はこの2件を説明したいと思えます。議案第93号市道の認定について、これは建設課です。新路線2路線の認定であります。次、議案第94号。すいません、これ名称に誤りがありましたので、直していただきたいのですが、損害賠償額の額を消していただいて、損害賠償の額を定めることについて、これ建設課になります。道路管理の瑕疵によって、車両事故がありまして、損害賠償額が50万円を超える案件があります。そのため、損害賠償の額を定めさせていただきたいというものであります。

続きまして、指定管理者関係は5件になります。議案第95号から99号です。議案第95号から97号につきましては、総文の関係となります。子ども教育課、生涯学習課であります。98号、99号につきましては、農林課所管の施設となります。

次、補正予算につきましては、議案第100号から議案第109号までとなります。議案第100号と101号につきましては、2件とも一般会計補正予算となります。100号につきましては、一般会計補正予算の第6号ということで、これは初日即決の希望があるものです。内容としましては、高谷池ヒュッテ増築・建築工事について、天候不順による工事進捗の遅れに伴い、工事の年度内完了が見込めないことから、観光施設整備事業について、繰越明許費を設定するもの。併せて繰越しに伴い、必要な重機の再荷揚げ等の経費について補正を行うものというものであります。次、議案第101号です。内容としましては、国民年金法の改正による国民年金事業システムの改修、県営農業農村整備事業増額に伴う負担金の増額などと、それと人事院勧告等に準じた議員や特別職の期末手当の支給割合の改定、一般職員の給料改定、それと人事異動に伴う調整ということであります。最後に、年間を通した工事の発注、施行時期等の平準化を図るため、道路適正管理事業及び道路新設改良事業についての債務負担行為を設定するものとなっております。

それで、議案第100号と101号ですね、二つに分かれておりますが、初日即決の希望ということであります。これは追加提案を予定しております議案第111号の工事請負変更契約の締結について、これは高谷池ヒュッテの関係の契約の変更なんです、この議案を提案するためには、その変更に係る予算を確保する必要があるということから初日即決を希望して希望しているものです。

議案第102号から109号につきましては、主に人事院勧告等に準じた一般職員の給料月額、勤勉手当の支給割合の改定、人事異動に伴う調整を行うものです。

最後ですね、人事案件は2件となっております。議案第110号は、妙高市監査委員の選任同意についてです。現妙高市監査委員の水野さんが平成30年12月26日で任期満了となるということでありまして、諮問第2号につきましては、人権擁護委員候補者推薦に対する意見なんです、宮腰さんが31年3月31日に任期満了となることから、

後任委員について議会の意見を得るため諮問するという内容であります。

最後に、追加提案議案なんですけれども、先程説明いたしました、議案第100号の一般会計補正予算が議決されてから、議案が提出されることになっております。一般質問の2日目であります12月7日に上程を予定しており、議員への議案配布は12月6日という予定となっております。

以上が今定例会の付議予定案件となります。

1ページへお戻りください。①の会期について、説明いたします。告示が11月22日となります。招集は11月30日です。付議予定案件はただいま説明したとおり全部で23件あります。これらの審議のため、本会議4日、委員会3日、休会12日、計19日を要するというので、会期は11月30日から12月18日までの19日間としたいものであります。

次に、この会期19日間を前提とした日割りについてです。6ページ日割り表の表案をごらんください。11月30日、10時開会、先に全員協議会を開催します。ここでは9時半となっておりますが、全協開始時間は、後ほど協議願いたいと思っております。

本会議は、市長の所信表明演説があり、その後、議案の提案説明、それに対する3回以内の総括質疑、その後、委員会付託、委員会付託せず即決、これは後で決めていただくことになるんですが、そのようになります。

12月6、7日は10時より一般質問です。

11日、12日、13日は委員会です。委員会の順は、すでに内定済みであります、このあと確認していただきたいと思っております。

次に、18日についてです。開始時間は10時です。各委員長報告、質疑の後、討論、採決となります。人事案件は、最終日ということで、慣例により、採決となります。なお、条例改正について議員発議も予定されておるところです。

欄外に記載のとおり一般質問締切は、初日3日前、11月27日火曜日、正午であります。

以上、レジメ1ページの①と②について説明いたしました。

○委員長（高田保則） ただいま説明がりましたが、11月22日告示、11月30日招集。付議予定案件は、23件この審議のために、合計19日間を要するというので、会期11月30日から12月18日までの19日間としたいものであります。19日間の会期を前提とした日割りについては、別紙のとおり説明がありました。①の会期と②会期日割りについては、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） ないようですので、お諮りします。①会期、②日割りについては、ただいま説明のとおりとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認め、会期と日割りについては、このように決定いたします。

○委員長（高田保則） 次に日割りのうち、委員会審議の順番について、前回の会議では、11日は産業経済委員会、12日は総務文教委員会、13日は建設厚生委員会ということで内定していましたが、これで決定したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認め、委員会日程についてはこのように決定されました。

○委員長（高田保則） 次に、一般質問の通告締切が11月27日正午で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認め、通告締切についてはこのように決定します。なお、一般質問の日程割り振りについては原則として通告順ということになりますが、議会運営委員会は開催せず、委員長に御一任いただきたくよろしくお願ひしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認め、質問の割り振りについてはこのように取り扱ひします。

○委員長（高田保則） 次に、③議事日程と④追加予定議案について、事務局の説明をお願ひいたします。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） ③議事日程と④追加予定議案について説明をいたします。レジメ7ページ、8ページをごらんください。

議事日程第1号は、11月30日10時からです。日程第1から第3については記載のとおりであります。

第4は、閉会中における委員会調査報告であり各委員長報告となります。

第5は、市長の所信表明演説となります。

次、日程第6から第9までについてなんですが、いずれも市長の提案説明、所管委員会以外の議員の議案毎に3回までの総括質疑、その後、委員会付託となるということでありまして、日程は所管委員会毎にまとめてあります。

第6についてですが、議案第93号と94号、事件議決につきましては、建設厚生委員会へ付託となります。

第7、議案第90号から92号まで、総務文教委員会へ付託となります。

第8、議案第95号から97号までは、総務文教委員会へ付託となります。

第9は、議案第98号と99号の2件です。産業経済委員会へ付託となります。

次ページをごらんください。第10は、議案第100号の一般会計補正予算です。この案件については、初日即決の希望があります。この審議方法については、後ほど説明いたします。

次は、第11、議案第101号から109号までの補正予算9件です。一般会計については、それぞれ3委員会へ分割して付託されます。特別会計については所管委員会へ付託となります。

ページ中ほど、日程第2号、12月6日、本会議一般質問です。日程第3号、12月7日、引き続き本会議一般質問です。なお、一般質問の通告人数によってはこの日は休会になる可能性もあります。なお、質問の割り振りについては先ほど委員長に一任されておあります。また、議案第111号の議案の上程が予定されており、市長提案説明後、産業経済委員会以外の議員のみ3回まで総括質疑、その後産業経済委員会へ付託を予定しております。

続いて日程第4号、12月18日、本会議最終日ですが、付託案件について、各委員長の報告、質疑、討論、採決となります。次に、人事案件ですが、監査委員は無記名投票、人権擁護委員推薦議案は簡易採決による表決を予定しております。また、政務活動費に関する条例改正の発議を予定しております。

すみません。レジメの2ページのほうまでお戻りください。一番上の日程第10についてです。議案第100号、一般会計補正予算第6号、高谷池ヒュッテの増築工事にかかる増額の補正予算について、執行部では、初日即決との希望であります。この審議方法について、協議をお願ひしたいと思っております。四角で囲みのある議会運営マニュアルにおいては、「定例会中における提出議案の議案審議は、原則として所管委員会に関係議案を審査付託するのが例である」とあります。審議方法1としては、所管委員会付託。今回の補正の内容から、産業経済委員会となるんですけれども、その場合の流れとしましては、市長提案のあと総括質疑があり委員会付託となります。委員会終了後、委員長報告を作成していただき、委員長報告、質疑、討論、採決となります。審議方法の案2としては、本会議場での即決の方法です。会議規則に基づく質疑回数3回は適用除外、制限なし、所管委員会の制限なしにより審議。質疑、討論、起立採決となります。

次にページ中ほどの議事日程第2号、3号をごらんください。先ほど来説明しておりますが、工事請負変更契約の締結についての追加提案の議案の審議方法は、先ほども説明いたしました。市長提案説明後、産業経済委員会以外の議員のみ3回までの総括質疑、その後産業経済委員会へ付託となろうかと思えます。

以上、③議事日程を説明しました。

④追加予定議案については、議案第111号ということで予定されております。説明は以上となります。

○委員長（高田保則） ただいま③議事日程と④追加予定議案について説明がありました。最初に、日程第10の審議方法について、決定したいと思えます。何か意見ございますか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 即決という部分について、ちょっとお伺いします。議会運営マニュアルでは、原則として委員会付託というのが例であるところになっています。即決というのは例外の取り扱いなんじゃないかと思うんですが、まあ、普通考えますと災害に対応しなきゃならないとか、或いは市民生活に重大な影響がある。こういったことが案件になるのかなと思えますが、そこら辺の解釈はどういうふうにしたらよいかと。即決してくれということによって望があれば、そのまま、はいそうですかと、やるべきなのか、或いは、今まで即決でやってきた基本的な考え方というのは、どうだったのか、そこをお聞かせいただければと思えます。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） 今までの流れというのはよく承知していないところもあるんですけども、本会議については、いつでも招集できるということもありますので、いつでも本会議を開くことができることもあるかと思えます。ただ、妙高市議会では初日には提案説明、そして委員会付託されて、委員会が3日間、最終日が議決というような流れになっています。で、本会議のあります一般質問の日も活用しながら、執行部側の希望に沿いながら、希望に沿って、必要あれば即決というものはありますし、一般質問の日も使えば、その本会議の場で議決もできるということで、臨機応変に対応してあげるのが議会運営なのかなというふうに思えます。今回のことについては、工事変更契約というのを予定されて、予定しているということから、初日即決をしないんですね、仮契約の議案ができなくて、提出もできないというようなことなので、今回についてはそういう理由で初日即決を希望しているところなんです。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 臨機応変という言葉ありました。まあそれはそれでいいのかと思えますが、今回の場合はですね、12日にも臨時議会がありました。まあそう言ったことに提案できなかった理由が何なのか。まさに臨機応変で、臨時議会に提案することはできたんじゃないのかなというふうに思えます。そこら辺のところも含めてですね、なぜ遅れたのかとか、そこらになりますとね、事前審査になりますので触れませんが、参考までに申し上げればですね、9月の20日に産業経済委員会の中で、工事の進捗について見通しはどうかという質問がありまして、回答は、今後も天候の影響があるが、業者にもできるだけ早い完成をお願いをされると、そういう委員会でのやり取りがありました。それがですね、その後どう対応されて、どうしたのか、そこら辺の詳細なですね、内容がどうだったのかという審査をする必要もあるんじゃないかな、そのように考えますけれども。どういうふうに考えたらいいかね、と思っております。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今、小嶋委員からも説明あったけど、その時点で、じゃあもう幾日工事すれば終わると思っていたのか、それが雪が早かったとか、いろいろな事情で、天候が異常で、どのくらい縮まったのかっていうのも資料としては必要だと思うんですね。それと、予算通さなければ契約できないからって言って、日をずらしたと

というのは、わからんでもないんだけど。どっちみち予算通ったって、この契約が承認されなければ変更にならんわけだよ。それと別の日にというか、わざわざ即決にしなくたって、同じ日の委員会にかかって、順序だけ守ってれば、それで本会議もしのげるんじゃないかと思うんですが、どうなんですかね。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） 補正予算がなければ、仮契約もできないと思われまので、同時進行というのはちょっと難しいと思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） それはそれでいいんですけど。この間、局長にもお願いしたんだけど、工事の変更になるわけですから、仕様書を参考資料として出してくれって、言った件はどんなようになりました。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） 渡辺委員からですね、今週月曜日、前回、工事費の増額の補正予算があった時に仕様書提出してくださいと、提出を依頼して、現に提出されてありました。今回も仕様書を出してくださいという話、渡辺委員から頂きましたので、総務課に伝えて、その通り準備をしているというところでありま。ただし、工事仕様書そのものというよりも、わかりやすくですね、どの部分が工事変更になるのか、追加の額がわかるものというようなことで話をしております。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 仕様書について言えばね、所管が要点だけを報告するなんていうんじゃなくて、それを資料としてそれでもいいところあるんですけど、仕様書そのものを見せてもらいたいですよね。どんな仕様書で発注していたのか、それが今どういうふう支障があつて見直しする契約になるのか、わかるようにしたいと思いますので、仕様書そのものも提出していただきたいと思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） もう一つ気になるのが、再荷上げの予算ということですね。そうしますと、山は雪ですから上がった重機なんかもう下げたというふう考えてよろしいんでしょうか。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） そこまでは議会事務局のほうでは把握しておりませんし、それについては、審議の中で質疑していただければと思います。それと先の渡辺委員さんからの依頼についてですね、工事仕様書のほうを参考資料として要求するのかどうかですかね。それは委員会のほうで諮っていただければと思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） そちら辺がですね、スケジュールが実際と計画とがどうであったのか。今現在の状況がどうであったのか。ということは、繰り越しを前提として工事が進んでいるということのかな、というのがあります。その辺もですね、わかるような、そうじゃないんだと、議会のあくまでも、議会の議決を得て工事契約なんだ、ということがわかるような形でないとですね、チグハグになっちゃうのかなって気がしてしょうがないですか。非常に心配なんですけど。そういう資料もお願いしたいと思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 小嶋委員、心配しているみたいだね。私の情報では、もう重機ばらして下げちゃったんだよ。だから今のままで補正も通らない、契約変更も通らないってことになる、不履行になっちゃうわけだ。それを言ってみれば、議会に全協で説明もすることもなく、産経での9月の話の状況しか関係者知らない状態の中で、どんどん進めているっていうのは疑問もあるわけだね。そこら辺やっぱり、さっき言ったみたいに、その説明のと

きは、いつまで工事でできれば完成できて、それが実際にどうなったかとか、そういうのを、重機を下げちゃったというのは、請負の側での、雪に埋もれたくないという事情はわかるよ。だけど、フライングしているわけだよね。そこら辺わかるようにするためには、きっちりした対応。たとえ即決だとしても、きっちりした対応が必要だと思いますので、必要だと、議運で求めたような資料は、やっぱり過不足なく出してもらいたい。以上です。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） これ確か、大分補正予算っていうか、高谷池自体が非常に問題あるということで、今度、金額も工期も、こうゆっくり見てですね、ああいった場所なんで、標高 2000 メーター以上の場所なんでということで、非常に余裕を見てやったはずなんですけど、結果的に間に合わなかったということで、先ほど小嶋委員言われたとおり、業界の間からは、大分もう天気悪くて、荷上げが遅れてるから、もう間に合わないんじゃないかっていう、なんとなく噂は入ってきてるんですが、我々自体にしっかりと説明がなくて。そうなるんですね、当然、発注者側の工程管理っていうところで、当然もうこれは無理そうだなっていうところが、恐らくあったと思うんですね。そういったところで、議会に事前にですね、何か情報提供があったのかなというふうに、なきやいけないのかなと思いましたし、今回も、恐らく山もあんな状態なんで、とても重機あればみんなつぶれちゃうんで、下ろしたとすれば、当然本当は一回上げて、工事終わらせて、下ろせばそれで終わるやつが、ある意味追加ですよ、この往復の、荷上げの機械の重機分だけ。これだけまた余計に金がかかるってことになる、いわゆる工程管理の不手際でまた余計な金がかかるってことになる、やっぱりこれはしっかり見てですね、いかなきやいけないと思うので、ぜひその実際の工程と現場がどういう形で予定したのと遅れていったのか、わかるような資料もやっぱり付けてもらったほうがいいと思います。

○委員長（高田保則） 今、いろいろ御意見出ますけど、まず審議方法ですね、まずそれをどうするか。即決というのは、局長、本会議でやるっていうことですよ。

局長。

○局長（岩澤正明） 初日に即決してもらおうと。やり方としては、本会議場で提案説明の後、質疑、採決というのも初日即決でありますし、その日のうちに委員会付託、委員会で審議して、委員長報告、それで決定するのも即決であります。方法は二通りあるかと思いますが、初日で即決を希望しています。

○委員長（高田保則） まあ、そういうことで即決というのは、本会議で可決するのと、提案説明後、休憩して委員会を開催し、委員会の中で審議をしていただいて、委員長報告、採決という、この方法。当日に採決をしてもらいたいってのが、この即決の意味じゃないと思うんですが。本会議の中で回数制限なし、所管制限なし採決するか、提案説明後、休憩して委員会を開催し、その中で審議し、終了後委員長報告をして本会議で採決してもらおうような二通りの手順があるわけです。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 私、一番最初に質問させていただいた、即決っていうのは、あの当局から要求があれば、それに応じるという前提でこれから行くということで話をされているんでしょうか。

○委員長（高田保則） 前提でいくということじゃなくて、今回の議案の即決を希望しているということですから、どうやって対応したらよいか、ということで、皆さんにお諮りしているわけです。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 合理的な理由が説明されなけりゃダメだこて。いくら、当局の都合ってわけにはいかないから。ただ、そのためには、俺まあ、個人的には即決でもやむを得ないと、契約、仮契約結ばんないって問題があればやむを得ないと思ってるんだけど。だけど私、提案した仕様書の問題とか、小嶋委員のさっきの発言だった産経

委員会から今までの状況とか、見通しとかってのは、きっちりした資料、明日告示だからさ、明日くっ付いてくれば、俺その日の初日の即決でも構わんと思うけど、そうでなければ初日に即決なんかできないんじゃないかねえかと思っただけど。

○委員長（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 今の渡辺さん言った通り、やっぱり、資料も何にもなくて、ただ即決やれと言うんだったら、やっぱりこれは良くないと思いますよ。今までこの問題って言うかね、高谷池の問題って、再三に渡っているような問題が生じてたことなんだから、やっぱりその辺を加味しても、やっぱりある程度の資料を求めて、それでこれを通して、その即決を希望してるかっていうのに、我々議員が納得できるようなやっぱり、審査のものがなければ、おまえら即決してくれ、これはやっぱりちょっと乱暴すぎると俺は思うよ。その辺は局長に言ってもしょうがねえんだけれども。まあ、局長側向いちゃうんだけど、そういう形ではやるべきだと思いますよ。それがね、議会改革だと思えますしね。これ、ただ、はい、わかりましたで、即決ってわけにいかんわね。これ、私はそう思いますね。

○委員長（高田保則） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） あの、やっぱり納得しない中で、ですね。結論だけ求めるというのは、やっぱり非常に難しい流れになると思います。世の中やはりきちっとした説明があって、そして理解できて初めてそこですね、結論出していくわけですから、その時すぐ出て、どうだって言われるとですね、やはりそれなりの情報も、いろんなこともやらなくちゃいけないわけですから、やっぱり今宮澤さんが言われたような、資料しっかりと見たうえで、天候もどうだったのか、本当にみんなが納得ができる形の中で、採決していかないと判断間違っていくんじゃないかと、というふうに私は思います。

○委員長（高田保則） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳明） そういう考え方あると思いますが、やっぱり、時間かけて、いろんな資料を精査する。また、今までの経過、そこら辺の中からですね、やっぱり、9月20日の判断から、どんな形が変わってきたのか、そこら辺が、それを同じ即決でも委員会を開いた中で十分議論しながらですね、そこでまた改めて本会議の中で、そういうふうな、若干時間はちょっとかかりますけども、そんな形で審議していくのが一番いいのかなというふうに私は、思います。

○委員長（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） この初日即決っていうことを当局が出すということだったら、それなりのやっぱり気持ちを持ってやらなきゃダメだと思うんですよ。ただペーパー一枚でね、あの希望だけだって、ただどこに至ったってことは自分たちがそういうことを早くやって欲しいっていう希望があるからこそだったら、それを納得できるものの、そういう気持ちをやっぱり考えながら、我々に同意を求めるんだったらいいけど、まったくそれがなされてないんだったら、そんつらもんやる必要ないと思うんだ、俺。いつもこれだもん。だからダメなんです。だから私はこれについては本当に反対だよね。今の段階だと。ちゃんと納得できれば、やっぱり意見に従うべきだと僕は思いますよ。

○委員長（高田保則） 今、いろいろ御意見ありますけど。9月の産業経済委員会の後、全く私ら議会については、情報が全くなかったですね。今、私も重機を下してしまったというような話もお聞きしましたがけども、その辺の情報も全然ありませんし、結局、どうして工事をやめたのかということも、経過もわからない。そういう中で、それら含めてこの本会議までに説明をしてもらうという前提、それともう一つは、この補正予算の内容ですね、当初堀川委員言ったように、大分余裕持った予算を確か9月の補正ではあったと思うんですが、それになお足らずというこ



とで、今回の補正はまた提出するということになる、前回の補正と今回の補正のそういう区別がどこまではっきりしてるのかということも、私どもの聞きたいところでありますので、その辺の２点と仕様書についてですね、当局から資料を提出していただくということで、即決することに応じていきたいというふうに私は思うんです。ただ、即決の方法として、本会議だけでいいのか、委員会付託するのかっていうことについては、これは皆さんから御審議いただければと思うんです。

（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）

○委員長（高田保則） 休憩します。

休憩 午後２時 ９分

再開 午後２時４１分

○委員長（高田保則） それでは、休憩を解いて会議を続けます。そういうふうな状況で、この第 100 号については、30 日、本会議に提案説明、採決を行いたいと思います。委員会付託はなしということで、本会議採決ということで、お願いしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今、前提でと言ったが、前提がもし崩れたら改めてですよ、議運開いてもらいたい。

○委員長（高田保則） 今、渡辺委員からありましたように、前提が崩れた場合は、30 日の採決はなしということで、申し合せをしたいと思います。議運を開くということでよろしくをお願いします。

○委員長（高田保則） じゃあ、日程第 10、議案第 100 号の取り扱いは、以上のように本会議に、提案、採決ということでしたと思います。

それから、追加提案の議案第 111 号でございますけども、この取り扱いについてはいかがでしょうか。

局長。

○局長（岩澤正明） これも一応、議案第 100 号が初日即決された場合を前提として、議案が提案されたということ想定して審議していただければというふうに思います。

○委員長（高田保則） 議案第 100 号が即決されたという前提で、12 月 7 日に提案するということがよろしいでしょうか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 当然、繰り越しですので工期は、当然来年の 7 月何日とか、8 月何日とかということで、提案されることになるかと思いますが、その場合もですね、確実にそれで大丈夫だというようなことがわかるような資料を付けていただきたいと思います。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 駄目なんだわ。天候相手だからさ。確実にできますなんて約束できない。ほんだから、仕様書だせって言うんさ。仕様書にどんな状況なら変更する要素があるんだと書いてあるはずなんだ。それを見れば、一応できてきた契約変更のときは、6 月 30 日って書いてあるかもしれないけど、実際は 8 月になるかもしれないよなって話に。

○委員長（高田保則） 暫時休憩します。

休憩 午後２時４３分

再開 午後２時４５分

○委員長（高田保則） 休憩を解いて会議を続けます。ただいま、話がありました第 111 号については、12 月 7 日に提出予定ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 111 号の扱いについては、そのようにしたいと思います。

○委員長（高田保則） 次に、③の議事日程全体について、このように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認め、③議事日程についてはこのように決定されました。

○委員長（高田保則） 次に、⑤請願・陳情受付状況と⑥要請の受付状況について説明願います。

局長。

○事務局長（岩澤正明） 本日現在、⑤請願と陳情、⑥要請ともにありません。

○委員長（高田保則） 請願、陳情、要請の関係については、ないとのこと。これらについて何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 今後、本会議3日前までに請願等が提出されるものがあつた場合は、議運開催の時間がありますので、その付託先など取り扱いを初日の全協にて議長より報告するというにさせていただきたいと思えます。これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

---

## 2) 全員協議会報告事項について

○委員長（高田保則） 次に、2) 全員協議会報告事項について説明願います。

局長。

○局長（岩澤正明） ①議会側全員協議会です。11月30日、本会議開始前にこの委員会室にて開催します。本日の議運協議結果、各種事務連絡について報告と政務活動費の条例の発議について承認というか、報告して納得していただくことになるかと思えます。それで、全協の開始時間については、議会改革の報告の内容にもよると思えますので、議運の最後のほうで、決定していただければと思えます。

次、執行部側全協です。11月30日本会議終了後、統合園整備スケジュールの見直しについて、こども教育課から報告があります。最終日についてですが、本会議終了後、上越地域における地方版図柄入りナンバープレートのデザイン案の決定について企画政策課から報告がある予定になっております。以上です。

○委員長（高田保則） ただいま説明がありましたが、何か皆さんのほうでございませうか。なければそのようお願いをいたします。

---

## 3) 議会改革について

○委員長（高田保則） 次に、3) 議会改革についてです。本日は、レジメに記載の3項目について、全員協議会の意見を踏まえ、協議をしていただくこととなります。

最初に①ナンバー4、政務活動費の実績に基づく交付（後払い）への変更についてです。

事務局説明願います。

局長。

○局長（岩澤正明） 資料は、1-1をごらんください。政務活動費の実績に基づく交付、後払いへの変更についてです。今回は、議運、全協の意見を踏まえた中での協議をしていただきたいと思いますと思っております。まず、前回の議運の中で副委員長のほうから改正の趣旨がわかるような工夫についてという話があったところ。前文に入れてはどうかという話もありました。事務局で検討した案としては、資料1-1をごらんください。発議文の中に提案説明の文章を入れるという案を考えております。その理由なんですけれども、提案理由については口頭で提案者がしゃべって、会議録に載りますけれども、発議文は永年保存される文書でありまして、その点から後々文書として残るも

のということで、提案理由をあえて発議文の中に入れたものであります。この内容については、後ほど説明したいと思えます。2点目の意見、全員協議会の意見でありましたが、支出報告書の提出日について、領収書発行の遅れか、4月10日ということで案を考えていたんですが、その4月10日で良いのかどうかというのを協議していただきたいと思えます。その2点が大きく意見ということでありました。

発議文の提案理由のほうについて、私のほうでちょっと読ませていただきたいと思えます。政務活動費は、議員が行う調査研究その他の活動に資するために、重要な経費であるが、全国各地で不適切な使途が問題となり、住民監査請求により返還を求められるケースや更には不正に受け取っていたことが明らかとなり議員を辞職するケースも出ている。また、政務活動費の支出方法は、多くの自治体が前払いを行っており、支払われたものを最大限使い切ろうという発想につながるものが不正にも繋がりがねないと指摘されている。妙高市議会として、政務活動費の使途の透明性を確保する手法として一括前払いを改め、市民への各種補助金と同様に実績報告に基づく交付に改善するために本条例の一部を改正するものである。というような提案理由を考えております。説明は以上です。

○委員長（高田康則） 今、発議の議案について、説明がありました。趣旨がわかるような工夫ということで、提案理由を加えておりますが、このことについてはいかがでしょうか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 中段の「また」から、「指摘されている。」というところまで、仮定の部分であり、また、考え方、そういったものを言っているんだろうと思うんです。これ、いりますか。

○委員長（高田保則） 小嶋委員から、「また、政務活動費の支払い方法」以下「不正にも繋がりがねないと指摘されている。」この2行については、いかがなものかという御意見でございますが。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 私も、この2行なくてもいいんじゃないかと思えます。というのは、上の行で多くの自治体が前払いを行っており、繋がるものが指摘されている、と書くのなら、ここ書くのなら、行っているが、繋がりがねないと指摘もあると書くんだろうと思うんだけど、この2行削っても趣旨はわかるし、不要なものは載せる必要もないんじゃないかと思えます。

○委員長（高田保則） ほかに御意見ございませんか。じゃあ、これ最初から読みます。

「政務活動費は、議員が行う調査研究その他の活動実施するために重要な経費であるが、全国各地で不適切な使途が問題となり、住民監査請求により返還を求められるケースや更には不正に受け取っていたことが明らかになり議員を辞職するケースも出てくる。妙高市議会としては、政務活動費の使途の透明性を確保する手法として一括前払いを改め、市民への各種補助金と同様に実績報告に基づく交付に改善するために本条例の一部を改正するものである。」今2行抜いたものですが、いかがでしょうか。

副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 今、2行と言われたんですが、私は、「また」の次の「政務活動費の支払方法は、多くの自治体は前払いを行っており」はどこかに入れておかないと、下のほうの文書に行って、一括前払いを改め、というだけになってくると、全国がどんな状況か、わかんないような気もするんですね。

（「行っているが、かな」と呼ぶ者あり）

○委員長（高田保則） 暫時休憩します。

休憩 午後14時55分

再開 午後14時58分

○委員長（高田保則） 休憩を解きます。削除するのは、「また」を削除する。それから「行っており」を「行っている

が」に改めてもらう。括弧以下は削除ということで。次、「行っているが、妙高市議会としては」、「は」を入れても  
らいたいと思います。よろしいでしょうか。そういうことで、提案理由の説明を直していただきたいと思います。

○委員長（高田保則） 次は、支出報告書の提出期限ですが、4月10日ということで今までの話し合いになってますが、  
これでよろしいかどうか。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） この間、会派代表者会議でも出たんですね。某新聞店が口座引き落としがはっきり確認でき  
ないうちは出せないと言っていると。だけど、実際は、3月28日は木曜日、29日金曜日、金融機関はその営業日  
のうちに引き落としすると思うんだよね。遅くとも、4月1日は月曜日だからさ、わからないことはないんだよ。  
そういう点で言えば、4月10日を4月20日にしてもいいんだけど、一発でみんな議会事務局と相談して、通ると  
は限らんわけだからさ。そういう点では、不十分でも良いつけじゃないけど、4月10日に出しておいて、そし  
て、もし不十分なの今の新聞屋の領収書だけの問題だからさ、書類は4月10日でもいいんじゃないかと、私は思いま  
す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） ほかにございますか。事務局長。

○事務局長（岩澤正明） もし間に合わなければですね、支出を証する書類ということで、自分でですね、払ってある  
のを自分で証明して出して、そして差し替え、後ほど差し替えるというような、何か出せない理由を出していただ  
ければよろしいかと思います。

○委員長（高田保則） 今局長から話がありましたけども、そのような形でよろしいですか。支出報告書は、4月10  
日までに一斉に事務局で出していただくということで決定したいと思います。

○委員長（高田保則） 次に、発議案の提案者、提出者及び賛成者を決定する必要がありますので御意見をいただき  
たいと思います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） いつもどおり、議運の委員長と議運のメンバーで。

○委員長（高田保則） 今、渡辺委員からいつものどおりということで、提出者、議会運営委員長、賛成者は議会運営  
委員会の皆さんということでよろしいでしょうか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（高田保則） そういうことで、提出をさせていただきます。事務局長。

○事務局長（岩澤正明） この発議文につきましては、議会初日のですね。本会議前に全員協議会を報告して承認を受  
けたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（高田保則） そのように決定いたしました。小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 参考までに、発議から議決に至るまでの段取りを教えていただければ。日程のどこかに入っ  
てくるんですかね。最終日ですか。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 最初の資料の8ページです。日程の最終日の最後ですね、人事案件の最後に、日程が組み  
まされて、議長の進行によって議運の委員長が提案説明をして、採決をするというような段取りとなります。

○委員長（高田保則） なお、議会初日の本会議前に全員協議会を開催し、本日の決定事項を承認いただきたいと思  
います。

（「一つ聞いてもいいですか」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員（渡辺幹衛） この対照表でいつも引っかかるんだけど、11条は今度、本人は何にも書類、控え持ってなくていいんだよね。原本提出しちゃうからさ、何にもないんだよね。確認だけしておきたい。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） はい。その通りであります。

○委員長（高田保則） よろしいでしょうか。原本提出ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（高田保則） 次に、②ナンバー13、ICT環境の整備についてです。事務局説明願ひます。

堀川係長。

○庶務係長（堀川誠） 資料2をごらん頂きたいと思います。まずは、こちらの情報機器使用基準につきましては前回の議運のほうで示させて頂いたものでございます。本日につきましてはまず一番最後をごらん頂きたいと思います。前回の会派代表者会議においてw i - f i の設備だけでもやればいいのではないかと御意見がありまして再度この場で①、②、③どの段階まで31年度やるかというのをまず確認していただければと思っております。一つ目そちらのほうの確認をお願いしたいということで、すいませんが最初に戻っていただいて使用基準をごらん頂きたいと思います。こちらにつきまして、まず第2条定義ですが(1)使用基準を支えるものの会議を規定してございます。会議について本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会ということでまずあの使用できる会議はこの会議でよろしいかどうかを確認いただきたいものです。それと(2)につきましては、情報通信機器というのをタブレット端末、ノート型パソコン、スマートフォンおよび携帯電話ということにさせて頂いておりますが、他市の基準を見ますとスマートフォンと携帯電話については載せていないところもありますので、こちらについても御協議いただければと思っております。あと3条ごらん頂きたいと思います。使用についてなんです、3条の第1項ですが通信機器を使用しようとする議員及び執行部関係者はどういう風に書いてございます。この執行部を含めるかどうか、議員さんだけというのもございますが、そこら辺も御協議いただければというふうに考えております。最後ですが、前回の全協の時になんですけど施行日をできるだけ早くしてほしいという御意見もございました。この施工日について、いつにするか。早めて今年度中にするのか、前回の議運の時にお話があった来年の改選期にするのか、4月1日からにするのか、そこら辺の時期についても御協議いただければと思っております。

次、情報通信機器使用に関する許可申請書次ページごらん頂きたいと思います。こちらの使用する場合に議長であったりその会議の長だしていただくものなんですけど、4番目使用期間というのが書いてございます。使用期間について、単年で出していただくということもございまして、任期中を出していただくということもございまして、そこら辺も御協議いただければと思っております。使用基準についてその3点後協議いただければと思っております以上です。

○委員長（高田保則） ただいま説明がありましたが、3つの項目について確認協議していきたいと思ひます。

1点目ICT環境整備のすべてについて、会派代表者会議の意見もありましたが、前回議運の決定の通り①から③の段階のうち、①から順次進めることとし、次年度はw i - f i の設置、タブレット対応の予算は計上しないということ。

もう一つは妙高市議会の情報通信機器使用基準、3点目はタブレットパソコンの持ち込み開始時期について協議をお願いしたいと思います。まず31年度におけるICT環境の整備ということですが、①ICT機器の使用に関するルール化を行い個人のタブレット等の持ち込みを可能とする。内容は妙高市議会の情報通信機器使用基準を作成し、議場委員会室で個人のタブレット等の持ち込みを可能とする。そういうことで、今①で可能とするということですが、持込を可能とする状況ですね、今使用基準が示されておりますが、31年度におけるICT使用基準については、議運では①から③の工程で行うということで結論を出しておりますが、全協の中では若干異論が出ております

けども、会派代表者会会議の中でも出ていますけども、いろんな状況を考えて議運としてはこの日程で行きたいと思いますがいかがでしょうか。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 使える人はw i - f iを入れてもらったほうがいいと思うんですが、この間も議運で話もあったのですが、経費もかかりますし、これだけ経費かけてどれだけの人が一年間使うかっていうことを考えると、やはりこれは今時点では①で進んで、しかもただ①にするんじゃなくて、ルールをもう今たたき台ができていて、もう来年とは言わずに、12月議会からは無理だと思うんですけども3月議会からでも使って使える人は中に持ち込んで使っていいというようなその使用期間を早めるのと、①はセットかなというふうな感じだと思います。

○委員長（高田保則） 堀川委員から意見が出ましたけど。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 私もできるだけ、決めたのなら早く使えるようにしていただければというふうに思います。

○委員長（高田保則） 副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 早く使える人は使っていただきたいと思うんですけど、先般全協の資料として、県内の市のW i - F i の状況の一覧表をいただいたと思うんですけど、ただやっている、やっていないだけの表なので使用の状況を把握したいということで、先ほど局長のほうにどのように使っているか、経費はどうか、議員として、執行部としてどう使っているかなど調べてほしいとお願いしました。そういったのを調べながらやっていくと次の段階に進みやすいのではないかなと思いを持っていて、よろしければ進めていただきたいと思います。

○委員長（高田保則） w i - f i 設置については、他市の参考ということで情報をもらうことになっているので、次のW i - F i の設置については、情報をもとに行えばいいと思います。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 予算の計上的には、今ぎりぎりの予算の提出状況なため、来年度w i - f i を設置するのは難しいと思います。

○委員長（高田保則） 今議会運営委員会で一応、行程の第1番目として個人のタブレット等を持ち込むことを可能とすることでそれを審議していただきたいと思います。

今、堀川係長のほうから使用基準について提案がありました。この中で持ち込める会議についてどうするか協議していきたくと思いますが、第2条で本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会をいうということで会議の種類については、5つということで規定してありますがいかがでしょうか。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今想定できる室内の会議ということで、これだけだと思いますし、恐らくこの基準案も使っていく中でここをもっと変えないと出てくると思うので、最初から100%のものもないと思うので、今度例えば管外視察とか今度実際に使うとなると色々出てくると思うので、とりあえず今考えられる会議ということでこれでいいと思います。

○委員長（高田保則） よろしいでしょうか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） (1)については、このとおりのしたいと思います。(2)通信機器の問題ですけれど、他市についてはスマートフォンと携帯電話については規定がないということですが当議会はどうしますか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） もっぱらスマートフォン、携帯電話は通話に使う、或いはSNSで使うというのがメインかと思います。そうしますと、はたから見た時に誤解を受けやすいのかなというような気もいたします。何やっただかと言うことで、あのモバイルパソコンであれば資料調べてるなっていうのが、まあなんというかイメージの問題かもしれませんが、ということを考え合わせれば、見た時の体裁も含めてですね、スマートフォン携帯電話については入れないでいいんじゃないかというふうに思います。それともう一つはですね、このマニュアルに入れるということなのかどうか。そこら辺を教えていただきたいと思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員からスマートフォン、携帯電話は削除してもいいんじゃないかのご意見でございますがいかがでしょう。

阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 私もそれでいいのではないかと思います。あまり使いこなす場面もないと思うので削除していいんじゃないかと思います。

○委員長（高田保則） 皆さんほかにございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） (2)の通信機器の中で、スマートフォン、携帯電話は持ち込み禁止ということで削除したいと思いますのでよろしくお願ひします。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 小嶋委員の話にありました、マニュアルにするか、規定として独立させるかは、ちょっと検討させていただければと思います。

○委員長（高田保則） 次に第3条の中で議員及び執行部関係者ということですが、この辺はいかがでしょうか。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） とりあえず執行部がすぐ使うこともないと思うので、これは議員のルールとして置いて、例えば今度執行部が使いたいって言った時には同じようなことをルールにしなければならぬ。例えば使用機器は議員のその使用マニュアルに準じるとかみたいな形で執行部は執行部で何か、仮に同じであっても執行部が使うかどうかを議員のルールで決めちゃいけないのかなと思います。

○委員長（高田保則） 執行部は除外してはどうかということですがいかがですか。

副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 文書を見ると、そのあとに申請書を出さなきゃいけない。執行部も出さなきゃいけないということになるので執行部は外しておいていいのではないかなと思うんですけどね。

○委員長（高田保則） 執行部は削除するということでいかがですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） ではそのように執行部関係者は削除したいと思います。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 実際執行部はどうしたいかはわかるもんですか。或いは、ほかの会議、議会以外の審議会など公的な会議の中では今どうなっているんですかね。

○事務局長（岩澤正明） 公的な会議については承知していません。執行部のほうから要請とか要望は今のところない状態です。先ほど堀川委員から話がありましたけど、あくまで会議を開く主催は議長であったり委員長であったりするので、許可は議長なり委員長にするべきだと思います。要望が今のところないんですけども、議会の議員さ

ん方が使っていた時に、私たちも使わせてくださいとの話があれば、議会運営委員会の場で協議してはどうかと思います。

○委員長（高田保則） そういう状況でありますので、執行部関係は削除したいと思います。あと、附則の問題ですが、期日をいつからにするかというところでいかがですか。

○堀川委員（堀川義徳） さすがにこの30日からっていうと、ちょっと色々このマニュアルにするかその基準書にするかというところがあるので、間に合わないと思うんですが、3月からはできれば使ってみたいなというふうに思っている方もいると思うので、3月から使える状態でどうですか。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） このメンバーの中で使ってみたいと思っている人いますか。

（挙手）

○渡辺委員（渡辺幹衛） 具体的にどう使うんですか。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） さっきも規定の話があったんですけども、そういうのがその場で出てくるんですね。村越さんはよくやっていますけども、規定だとかが条例の検索だとかその場でやるとか、何とか町では、このようにやっていると話しがあるとすぐ調べられる。とりあえずはそのような使い方なのかなと思います。私の考えですよ。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 百科事典持ってきているようなもんだね。名前出たから言うわけじゃねえんだけど、両手で即打てる人は、それはそれでいいけど、病院行った時と同じで、患者のほうも見ないでパソコンだけしか見てない医者もいるもんだから、そういうのが傍聴席を含めてテレビで放映することが市民にとってどんなふうに映るかなってそういう点での、気持ちの意識改革、市民自身も含めてやっていかなければいけない問題じゃないかとの話が出ました。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 議員としてのマナーというか、そこら辺の部分になるかと思いますが、それも含めてですね、あのやってみた上での研修だとか、どうすればもっといい利用の仕方ができるのか、マナーと使い方、効果を上げるためにどうしたらいいのか、ここら辺のところですね不断の努力で勉強していかなければいけない。そういう機会を設けていただきたいというふうに思います。

○委員長（高田保則） 色々な意見が出ましたが、堀川委員から3月議会からどうかと意見もでましたがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 異議なしとのことですが、平成31年の3月の定例から施行するというで決定したいと思います。

阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） そこら辺というのは、何か文書上で残すとどこかで規定するとか、何か必要なんですか。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 3月1日に施行してみて、その結果を議会終了後、4月の半ば頃までに検証するってのも必要だと思う。3月1日でもいいですよ。

○委員長（高田保則） 平成31年3月1日施行ということで決定したいと思います。



宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 戻すようなんだけど、タブレットあるわね。今小嶋委員言ったのは、ないか調べるって行った時に調べるよね。この前、一緒に委員会調査に行ったときに、村越さんはカチャカチャやっていた。あの人はプロだから、見なくてもできるわけだ。だけど俺たちがやったらさ、ずっとパソコンばかり見ている議論にならないと思うんだよね。例えば、今のタブレットはキーボードまで持ち込めるのか、資料を見るだけならタブレットだけでもいいと思うんだけど、その辺はどうなの。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 議場でキーボードを打つことはないと思います。今、私考えているのは例えば一般質問の原稿をペラペラ紙をめくるのではなくて、画面を見ながら読んでいくのが見栄えがいい。委員会では、総括だと事業毎にクリップでファイルを綴じているものをタブレットの中で固まりにして、そこで見て話すための紙で乱雑になっているものを整理するような使い方を先にしようかなと。議場で何か打つとか自分で文書つくることはないと思います。

○委員長（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） そういうことがあったからそうであって、必ずしもそうでもないと思うよ。打ちながらなんでもことないけども、上越市議会を見てみると、持っていない人と持っている人がいて、持っている人は打っている人もいる。差は大分出てくると思うし、その辺の規制は今後施行されてから検討していかないといけない部分になると思う。進化してるんだよね。タブレットも進化している。タブレットと一緒に台ができています。そこまで持込0-ケーということになると、小さなパソコンを持ってきているような形に進化していると、どこまでの範囲のものを持ってきていいかの規制は必要になってくると思います。3月1日以降でいいんで、ぜひそういう検討していただきたい。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） そういう機器の問題もあるかもしれませんが、使う側のモラルの問題だと思います。そこは規制、規則というよりも、物はどんどん進化するもので、決めてもそれがずっと続くわけではないので、相手に失礼にならないようにやりましょうとか、というところをきちっと全員で確認するとか、そこからスタートすべきだと思いますけど。

○委員長（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 新しいものが進化して出てきているので、そのところは極めて重要な審議しなければいけない部分だと思いますよ。本当に毎年毎年進化しているんだもん。今、小嶋委員言ったような議論もあるかもしれないけど、僕はそれに対応していく形になったときに、本当改めてあの時にあっと思ったのは、総文の視察の時には、こうやって聞きながら自分で文をつくらせてるんだよ。自分でどういことをしゃべるか、どういう形の議題になっているか。人間手さ、やっぱり人間は議事録になったって自分で書いていかつって行くわね。だからやっぱりその辺を見定めていかないと議論にならない部分もあると思うよね。執行部だってそうじゃん。こうやって誼座ってて見てる人間だっていると思うよ。その辺含めたって、やっぱりその辺を考えるべき。もし、施行するんなら。

○委員長（高田保則） 今、とりあえず通信機器を使用するということが、個人のもを持ち込んでいいと決めてもらったんですが、その範囲でやってもらうのと、何に使うかは、あくまでも議会という大前提で使ってもらうことが建前でその辺を皆さんに…。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） しつこいようだけど、機種が進化してるんだって。だから、パソコンの今あるタブレットだけじゃないんだって。タブレットともう一つこっち側の打つキーボードも持っていいか。例えばスマホ、スマホだけでこれだけだったらできますよね。だけどこれのまんま横にしてカチカチと打てる、これが付いてるわけだよ。だからここまで一緒に持ち込んでいいのか、そこはやっぱり定めないといけないところじゃないかなと僕は思いますよ。調べるだけだったらこうやって持ってタブレット内でやればいい。でもこれに今キーボードが付いているんだもん。多分そうだよ。付いてんですよ。キーボードが。そこなんだよ、俺の言ってるのは。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 確かにいろんな使い方が今度色々出てくると思んですけど、原理原則は一応、議会中における禁止事項ということで、音声や操作音が発生するなどの議会の運営上支障になる行為はだめだといことであれば、例えばタブレットだってピッピッピッってタッチ音を消さなきゃいけないわけだし、ましてキーボード持ってきてカチャカチャ音して議長がこれはもう議会運営上支障があると言ったら、今度から持ち込み禁止にするだろうし、やっぱり、そういった形でどういう機械が出るかわかんないですけど、建前上、規則的には音の出たりする、議会の運営上支障となるものは持ち込んじゃいけないってことで、それはやっぱり規制、機械で規制するよりも、その議会運営上の支障になるか、ならないかってところで規制するっていうような形で考えていったほうがいいと思います。

○委員長（高田保則） よろしいでしょうか。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今、傍聴席のマスコミの人たちは、許可をもらってやってるんですか。それとも自由に録音したりしてるんですか。

○議長（植木茂） 一応許可を取ってます。

○委員長（高田保則） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 持ち込みについてはそのようお願いします。あと最後になりますけども、許可申請書の問題ですが、一応許可申請書を出してもらおうということで、機種名も書いたり、いつからいつまで使用するということが書いてあるんですが、これはどうしますか。例えば、委員会ごとにするのか、本会議ごとにするのか、全員協議会ごとにするのか、その都度申請していただくのか。議会中は通してやるのか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 少なくとも議会開催、年4回くらい出してもらってもいいんじゃないかと思うんですけどどうですか。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 使用基準がきっちりすればさ、とりあえずは出さなくてもいいんじゃないかと思う。本会議、常任委員会、特別委員会、全協議会。それなら4年間8月1日から4年後の7月31日まで出せばいい。出す必要もないんじゃないかと思う。

○委員長（高田保則） 一応許可申請書は出すと。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 私はやっぱり議長として、誰が使ってるのというのは把握すべきだろうというふうに思います。ですから必要だと思いますが、ただ使える会議が決まっておりますので、これで全部ですけどもね、年に1回

出してもらえばいいんじゃないかなというふうに思います。事務局にお伺いしたいんですが、ほかのところでこんなような形なんでしょうか。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） ほかのところは承知しておりません。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） だとすると許可申請書を出す意味はどういうふうに捉えてるのでしょうか。

○事務局長（岩澤正明） 議長なり委員長がですね、把握するためということであります。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） この申請書の期間についてはいかががいたしましょう。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 原則1年に1回にして、例えば途中タブレット使ったんだけど、やっぱタブレットよりノートパソコンのほうがいいなんてことになったら、機種の変更は当然、途中あった場合には必要でしょうけど、基本1年で機種が変わらない場合は1年。忘れないように一緒にみたいな形でやったほうが、俺は1月1日から出した、俺は6月2日から出したということのないように、例えばどっかで何月に出す人は1年みたいな形でやれば忘れないでいいという気がします。

○委員長（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） また話し戻すようで悪いんだけど、このノート型パソコンはどれくらい大きさのやつをいうかね。せめてタブレットとだと思ふよこれ。あんなのいつでも打てるよ。これはちょっと…。だけどせめてタブレットじゃないの。世間一般的に考えて。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 申請書出すわけじゃないですか。議長にノートパソコンで丸つけて出した場合は、どんなノートパソコンなんだと。こんな分厚くて、大きいやつということになれば、議長に申請するってことであれば、タブレットだとわかるんですけど、ノートパソコン持ち込みたいって人であればちょっとその辺議長から気使っていただいて、どんなの持ち込みなんだということで、あとはバッテリーの問題も出て来ると思うんですね。2時間のことになれば、コンセントないねかとなって、その辺もノートパソコンの場合は気を付けなければならないと思うんです。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（高田保則） このICT機器については、基本的にはタブレット導入が前提。その辺に当初の考え通りに戻るかどうか、今ノートパソコンを外すかどうか。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（高田保則） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 先ほどノートパソコンの話、色々ありましたけど、あればやっぱり人間て使いますよね、絶対。まずはタブレットからやってみてですね、それからじゃないと、技術はどんどん変わっていきますし、そんなことで、私はタブレットからしたらどうかと思います。

○委員長（高田保則） 今、阿部委員のほうからそういうお話がありましたのでいかがですか。当初はタブレット導入ということが第一目標だったので、まずはそこをスタートにするということで、ノートパソコンを削除してタブレット端末ということで一本化するということでもいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 再度、使用基準を第2条の(2)、情報通信機器の中で「ノート型パソコン（モバイル型パソコンを含む）」の項を削除したいと思います。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） これ議会改革の一環でやってるんですが、提案されている会派ではどういうふうを考えておられているか。根っこの部分に戻っちゃったんで、そこだけちょっと確認してみたいんですが。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 機種に関してですよね。基本的にはタブレットですよ。ただ、この基準案をつくるのに、よそのを参考にしてもらったということで、このノート型が入ったということで、もともとうちの会派では、タブレット単独にしても問題ないです。

〔「会派として支障ないということですか。わかりました。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 最終です。「ノート型パソコン（モバイル型パソコンを含む）」の項を削除ということでお願いしたいと思います。それと施行日は3月1日。それから許可申請書をいつからいつまでにするか。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） タブレット端末だけになればですね、はたして出す必要なのかなと私ちょっと思っちゃいますけども。キーボード操作するわけでもないし、検索だけですから。そこら辺どうですかね。

○委員長（高田保則） これは、議長が誰が使っているか把握するための申請書ということで。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 私さっき、何月何日から一斉にと思ったんですけど、例えば3月議会で使用したい人は、3月1日で申請出してくるし、例えば私が使ってるのを見たら宮澤さんがやっぱりそんな使い方だったらいいなってことで、6月議会から使いたいなってことになれば6月1日となる訳で、どっかで一辺に決めるのは良くないと思うし、やっぱり何か問題があった時に申請をして議長の許可をもらって使っているんだってことと、御自由にどうぞって使っているのだとちょっと良くないと思いますので、申請書はもっと簡単なると思うんですよ、何月何日から使用しますって、いわゆる議会に支障ないようにしますと本人が署名して出すほうが議会的にはいいんじゃないかと思います。

○委員長（高田委員） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） スタートはさ、それぞれにしようさ。終わりは年度ごとにするんなら3月31日までにして。そうじゃないと、出したんだか出さなんだかわからんでずっと引きずっちゃう可能性もあるんだよ。そんなんできかがですか。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 使用許可じゃなくて、届け出だけでもいいんじゃないですか。議長なり、委員長に届け出でどうでしょうかね。

○委員長（高田保則） 今、事務局長から提案ありましたが、届出制ということでということで、許可じゃなくて、届出書でよろしいですか。許可書じゃなくてね、届出書。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） ここで「議長または、会議の長」って、使い始めた時からここに書かれてる会議一緒だからこれ整理したほうはいいんじゃないか。議長に提出すればいいんじゃないか。

○委員長（高田保則） 届出の中で2番の(2) ノート型パソコンは削除してください。その他もですね。

そういうことでお願い致します。大分時間も過ぎましたが、次に、③ナンバー11、議員の兼職・兼業の基準の確認についてです。事務局説明願います。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 全協報告時の意見に対する対応方針案について説明いたします。意見は三つ出ました。そのうちの最初、議会運営マニュアルの中の、委託と請負の字句の使用の精査について話がありました。資料3をごらんください。これ前回、現行と修正案ということで出したところ、請負の契約についてですね、委託関係とごっちゃになっているというような話、使い方が悪いというような話がありました。それで今回、左側の網掛けの部分を更に修正しました。委託関係というものを請負に統一しました。それと規制されている内容についてですが、左側の真ん中ほどの基準ですね、「工事の請負契約、業務の委託契約又は物品の購入契約」、これが規制されるものでありまして、それを「請負契約等」という定義を書いております。これは、政治倫理条例と同じ規定であります。そういうことで、請負契約等ということで統一させていただいたものであります。それが1点目。

次に、2点目です。次のページをごらんください。これは宮澤委員から全協の時に出了たものです。意見としまして、要旨としては、経営に影響力を与える株主に議員がなっている場合の利益誘導の恐れあるので対象として検討すべきではないかというようなことであります。それについて、ちょっと考えをまとめてみました。1、現行の妙高市議会の政治倫理条例の規定なんですけれども、第4条の1号で議員、それと議員の配偶者、一親等の親族という本人、議員個人が契約をしてはいけません。努力義務として、してはいけないということ。2、その議員、その家族の人が経営する法人、役員に就いている法人までは規制の対象としています。

そのほかですね、ほかの市の事例をちょっと見てみました。県内ほか3市やってるうちですね、見附市は、更にちょっと広めて規制対象としていました。「自らが実質的に経営に関与する企業」ということで、これは、宮澤委員の言っていることかなというふうに思ったところですが、見附市では、更にちょっと広めてですね、その企業までを対象としておりまし。ただ全国的に見ますとですね、自らが実質的に経営に関与する企業は、定義が曖昧、文言がやや曖昧であるということから、定義規定を置く必要があるというふうに言われております。それは資料の中ほどにあります。定義としては、①、②、③、出資の3分の1以上であるとか、年額100万円以上の報酬をもらっている者とか、そういうようなものが実質的に経営に関与している企業というふうに言われております。③経営の方針、主要な取引に関与している企業、株式でこのようなことで影響力があるのはここに入るのかなというふうに思っています。こういうふうに細く定義を置いた上で、さらに請負の規制をチェックするために資産公開も必要というふうに言われております。資産公開、議員本人だけでなく、配偶者扶養の家族までの資産公開というところで、ちょっとこれはかなり厳しいというか、現実どうなのだろうなという思いであります。

それで、3、もし条例改正をするとした場合の案について書いております。議員本人、家族本人というか個人、それとその経営する法人、更に(3)、第3号として、「議員自らが実質的に経営する、関与する法人」、これを加えるという方法もあるのかなと思っておりますが入れるかどうか、検討というか、協議していただければと思います。

それと3点目の意見として、この政治倫理基準の見直しについて、全員協議会でもっと議論する時間を取ってほしいという意見がありました。それについて協議していただければというふうに思っております。

その3点を協議、お願いいたします。

○委員長（高田保則） ただいま説明がりましたが、大きくは三つ項目について、確認、協議を行いたいと思います。

まず、議会運営マニュアル中の「委託」と「請負」の字句の使用を精査したマニュアルの修正案についてですが、今、事務局長から請負ということで、委託と請負があいまいだということで、すべて請負ということで字句修正をするということですが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則）　じゃあ、今の請負と委託、二つの言葉が今まででありましたけども、これをすべて請負ということに変更していきたいということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（高田保則）　次に、宮澤委員が心配されました、経営に影響力を与える株主について、議員がなっている場合、利益誘導の恐れがあるから、対象として検討すべきじゃないかという意見でございますが、この辺の文言、条例等についていかがでしょうか。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照）　これはね、私、一例でちょっと申し上げただけだって、正直言って、これを妙高市に該当しちゃうと、果たしてこれだけ企業少ないのに、どうかな何て、思ったりするところもやっぱあるんですよ。親戚とかなんかで企業少ないしね。そうなってくると、ちょっと規制ができちゃうと、議員の成り手もいなくなっちゃうんじゃないかなっていうこともでてくると思うし。ただ一例としては、本来の姿としたら、株主も当然そういう中に入っていくのも、今後は考えていくところだったんじゃないかなっていうことで、ちょっと話しただけで、ここまで強く私が求めてるわけでもないんで、よくよく考えてみると企業自体が少ないし、それにその企業をやろうとしている、請負の中にもそうだけれども、あのところも非常に少なくなったけど、生産性も少なくなっている、この現場の中でね、ここまで規制を我々の中で、議員の中でも縛っていつっちゃうと、ちょっときつい部分が出てくんじゃないかなと。例えば、請負の請負って、これきつくなってくると思うんですよ。それ生きていけなくなっちゃうから、そこはやっぱり柔軟な対応しなきゃ。だけれども、例えば100%株主、50%か51%株主の所に受注してくれとか、そういう形これ問題あると思うよ。だけれどもそれ以外の、請負とか、そこまでのやっつて、やっぱりあるじゃない。それを考えた時に、規制にとらわれるってことになってきちゃうと、ちょっとこれはいかなものかな、なんて思ったところがあるんで。ただ、提案というよりも、こういうことはどうなったのかなって、いうこと聞いただけです。申し訳ない。そういうことだったので、すいません。ちょっと、俺なりに考えたんだよね。そんなことやってたら、企業の妙高市の企業の発展がさ、非常に損なう部分がやっぱ出てきちゃうっていうふうに、ちょっと非常に反省してんだけど。51%株主のさ、3分の1とかさ、やっぱり、厳しいもん、今。本当生産性がなさすぎちゃって、ここ妙高市は。

○委員長（高田保則）　渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛）　宮澤委員言うのもわかるし、この間、花角知事が資産公開したら、東京電力の株主だったなんて、新聞出ていたんだよね。切りなくなっちゃうんだよね。それで問題は、利益誘導にタッチしたかどうかって、見られてるわけだからさ。そこら辺では、当面このままで。例えば、NPOの理事だってじゃあ、この人、市会議員だから理事にされる、報酬だからいいんだってことになる、市会議員をずっと何人も揃えてみない、そうするとき、彼は市会議員でなければそこになれっこないなあって見るわけだよ。そういう点もあって、下鳥美智子さんなんか、みんな辞めたんだけどさ、そういうのもあるから、当面はこの字すら直したくらいで、動いて行って見て、非常に社会的な問題が出てきそうだったら、手遅れにならんうちに対応すると、そんなとこでどうですか。

○委員長（高田保則）　この問題については、現行が第4条の中に書いてありますが、これは現行どおりということでよろしいですかね。

〔「異議なし」というものあり〕

○委員長（高田保則）　じゃあ、宮澤委員の提案については、現行の第4条のそのままとするということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」というものあり〕

○委員長（高田保則）　じゃあ、そのようにしたいと思います。それからですね。この兼職については、これは全委員協議会で諮りまして、賛同を得たいと思います。と言いますのは、この問題については、議会改革とは別に、議員身分のそのものことですので、全議員に関係ありますので、この問題については全員協議会に諮って了承を得たいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

〔何事か言うものあり〕

○委員長（高田保則）　今、意見出ましたけども、この政治倫理条例というのは、なかなか普段、私らの議会の中で、ちょっと縁遠いものがありますので、やはり一番議員の身分の問題ですので、常時やっぱり私らが意識をしていかなくちゃいけない問題だと思いますので、順次これからこの問題を取り上げて勉強会をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局長、また、その辺の日程も調整してもらえますか。勉強会。事務局長。

○事務局長（岩澤正明）　1月になるか、機会を見つけて、勉強会というか、研修会みたいな形で全協を開きたいと思っております。

○委員長（高田保則）　よろしくお願いいたします。

---

#### 4) その他

○委員長（高田保則）　次に4) その他、何かございますか。

○委員長（高田保則）　最後にですね、30日の本会議前の全員協議会の開始時間についてですが、定例会の運営や諸連絡のほか、議会改革について条例改正の発議を含め説明を行いますので、11月30日については、9時30分から全員協議会を開催したいと思いますので、よろしくお願いいたしますいたします。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則）　いいかな。間に合うかな。事務局長。

○事務局長（岩澤正明）　細かいですね、今の兼職、兼業の関係の説明は、今度別の機会になりますし、議員発議、ICTの導入ぐらいだと思いますので、9時半でよろしいんじゃないかというふうに思います。

それと、先ほどの仕様書の関係、聞いてきたということでお願いたします。

○委員長（高田保則）　堀川係長。

○庶務係長（堀川誠）　先ほどの資料の関係なんですけど、基本的には議員の望む資料は出したいというふうに言っておりました。工程表であったり、仕様書の関係ですね。

（「産経からの経過も」と言う者あり）

○庶務係長（堀川誠）　あと、仕様書と呼ばれるものに工事の中止の関係については載ってないそうです。工事請負約款のほうで工事の中止というのがあって、その中で例えば、その暴風で豪雨等の自然災害の場合とはというような一行があって、仕様書のほうには特にその部分の記載はないということでおっしゃっておりました。ということで、できるだけ明日に間に合わせたいんですが、最低でも26日までには何とかしたいということで、建設課のほうから話を伺いました。

○委員長（高田保則）　今ほど、堀川係長から先ほどの高谷池ヒュッテの関係の話がありました。一応、26日までには間違いなく、間に合わせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。では、もどに戻りますが、11月30日の全員協議会は9時30分から開始したいと思いますけど、御異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○委員長（高田保則）　御異議なしと認め、そのようにしたいと思います。以上をもちまして・・・。

(何事か言うものあり)

○委員長（高田保則） 11月30日の議案第100号の即決の問題でございますけども、22日。遅くとも26日までに関係参考書類が出てきた場合は、30日に即決をするということ。これは、委員会付託なしに、本会議、所管なし、質疑制限の3回はなしにということで、提案、採決をしたいと思います。そういうことでよろしいですか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認め、議案第100号については、そのような取り扱いをしていきたいと思っております。

---

○委員長（高田保則） 以上で議会運営委員会を閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

閉会 午後4時2分